

～幼少時の集団予防接種による～

B型肝炎被害者救済のための無料相談・説明会

主催：全国 B 型肝炎訴訟大阪原告団・弁護士

後援（予定）：兵庫県、三田市、加東市、宝塚市、猪名川町、三田市社会福祉協議会、加東市社会福祉協議会、宝塚市社会福祉協議会、猪名川町社会福祉協議会

日 時 2024年9月14日（土曜日）

場 所 三輪会館 多目的ホール

時 間 午後1時30分～午後3時30分（最終受付）

〒669-1513 兵庫県三田市三輪3丁目4-31

※施設ないし近隣のPをご利用ください

会 場 TEL：079-564-4538

問合わせ TEL：06-6809-2144

アクセス：JR三田駅から直線距離で456メートル

< 参加費無料・事前予約不要 >

《無料説明会に関するお問い合わせ先》

主催：全国 B 型肝炎訴訟大阪原告団・弁護士

☆厚生労働省HPに掲載されている団体が主催します☆

全国B型肝炎訴訟弁護団では、全国で **35989名** が提訴し、**33285名** が既に和解しました（大阪弁護団では **5888名** が提訴、**5600名** が和解済。うち兵庫県では **1586名** が提訴、**1483名** が和解済）（全国・大阪 2024年3月6日現在／兵庫県 2023年3月31日現在）

〒560-0024 大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビルヂング 309 号室

玉田法律事務所 担当弁護士 玉田欽也

TEL 06-6809-2144／E-mail:kinyatamada@tamada-law.jp

※弁護団では、平日・休日の10:00～22:00 まで無料電話相談

（TEL 06-6647-0300）も実施しております。

※詳細は裏面をご参照ください※



☆☆☆ 説明会・相談会の内容 ☆☆☆

平成 24 年 1 月、国が、私達、全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護団と国との間で交わした基本合意（H23 年 6 月）を基にして、幼少時の予防接種によって B 型肝炎ウイルスに感染した被害者に対して、50 万円から 3600 万円までの給付金を支払う『特別措置法』を制定しました。

しかし、多くの患者さんは、どうすればその制度が利用できるのか、また手続の具体的な中身や、そのためにかかる費用、さらには、プライバシーの不安など、様々な疑問をおもちと思います。

給付金の支給を受けるためには、制度上、必ず裁判所を通して国と和解する必要がありますが、プライバシーの保護の制度、また、出頭免除の制度もあります。

私たちは、この制度を作った当事者として、より多くの方に制度を利用していただくことを目的に厚生労働省や自治体の支援の下で無料での説明会を開催しています。説明会では、制度内容に精通した弁護士、そして和解を終えた患者さんが、参加者の皆様の御質問にお答えします。

無症候キャリアの方も、今、認定を受けることで、将来発症した場合、裁判をせずに症状に応じた給付を受けることが可能になります。積極的にご参加ください。

*** 会場案内図 ***

